

契 第 85 号
平成31年3月29日

富山市電業協会
会長 草野 繁 様

富山市長 森 雅 志
(公印省略)

入札・契約制度の改正等について（お知らせ）

入札・契約制度について、公正な競争の促進や適正な施工の確保等を図るため、平成31年度から次のとおり改正し、また、消費税について次のとおり取扱いますので、お知らせします。

記

1 一般競争入札における人的関係による入札参加資格の制限について

(1)改正内容

一般競争入札における人的関係による入札参加資格の制限の取扱いを変更し、社外取締役等の業務を執行しない者については、役員の兼務があっても、それぞれの会社等の入札を認めることとします。

(2)適用日

平成31年4月1日以降に入札公告する工事の入札から適用します。

※詳細については、別紙概要をご覧ください。

2 総合評価落札方式の評価基準の見直し

(1)改正内容

土木工事等において評価項目としている「浸水対策協力（企業の地域性・社会性）」の評価基準について、市長部局が指定する工事においては、「出勤及び点検実績がある場合」は10点、「点検実績がある場合」は5点を加点することとします。

また、上下水道局が指定する工事においては、「出勤及び緊急対応訓練の参加実績がある場合」は10点、「緊急対応訓練の参加実績がある場合」は5点を加点することとします。

(2)適用日

平成31年4月1日以降に入札公告する工事の入札から適用します。

3 建設工事等における消費税の取扱い

工事等の完成に伴う引渡しは平成31年10月1日以降となる契約については、10%の消費税率を適用します。ただし、対象案件であっても平成31年9月30日までに支払うこととなる前払金、中間前払金及び部分払金については、消費税率の改

正による増額分は含まないものとします。

(入札公告等への記載)

9月までに発注する建設工事等で新税率を適用する案件については、入札公告、留意事項等に10%の消費税を適用する旨を記載します。

(担当) 富山市 財務部 契約課
工事契約係 TEL 076-443-2025

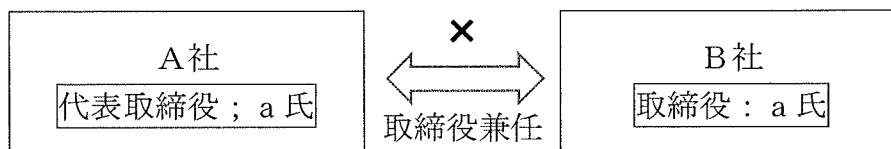
【概 要】

平成27年の会社法の改正及びコーポレートガバナンスコード策定により社外取締役の積極的な活用が求められるようになってきたことから、国土交通省は、平成30年4月26日に一般競争における人的関係による入札参加資格の制限の取扱いを変更し、社外取締役等の業務を執行しない者については、役員の兼務があっても、それぞれの会社等の入札を認めることとした。

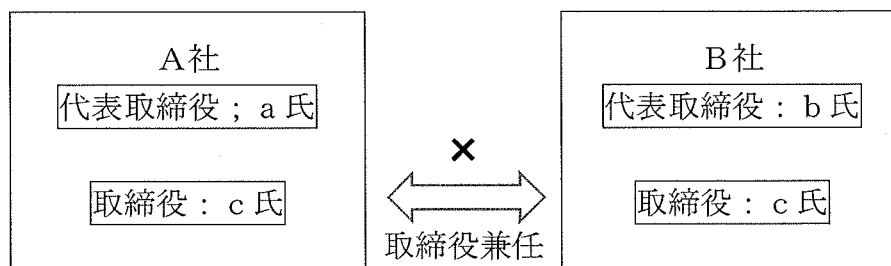
この改正を受けて、本市においても一般競争入札における人的関係による入札参加資格の制限の取扱いを変更するもの。

※富山県は、国や本市のような資本関係・人的関係による入札の制限を行っていない。

例1 A社の代表取締役がB社の取締役を兼ねている場合



例2 A社の取締役がB社の取締役を兼ねている場合



改正後においても例1・例2のように取締役等を兼務している場合はA社とB社が同一入札に参加することが出来ないが、社外取締役等との兼務の場合は同一入札に参加することが出来る。

例3 A社の取締役がB社の社外取締役を兼ねている場合

